

当初協定日：平成21年9月25日

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書（第1回）

秩父市（以下「甲」という。）と小鹿野町（以下「乙」という。）で締結した、ちちぶ定住自立圏の形成に関する協定の第3条を次のとおり変更する。

（連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）医師・医療スタッフの確保及び負担軽減

a 取組の内容

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るために、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

b 甲の役割

（a）医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する需要の調査・検証、事業の企画立案及び連絡調整を行う。

（b）関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

（a）甲が行う医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立案に協力する。

（b）関連した事業の実施に当たり、甲に対して受益に応じた負担を担うとともに、円滑に運営されるための必要な支援を行う。

（イ）救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、秩父都市医師会及び医療系大学との連携の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。
- (c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。
- (b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案を行う。
- (c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

イ 保健・福祉

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

a 取組の内容

圏域内の住民を対象とした保健福祉事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画立案及び連絡調整を行い、実施する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画立案を行う。
- (b) 合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の円滑な実施に協力する。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

a 取組の内容

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な調査及び体制の検証を行う。
- (b) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案及び関係団体との連絡調整を行うとともに、関連事業を主体的に実施する。

c 乙の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な調査及び体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案を行う。
- (c) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の実施に必要となる情報提供等を行う。

ウ 教育

保護者の学習に関する事業の充実

a 取組の内容

保護者の学習に関する事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

保護者の学習に関する事業の企画立案及び関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、保護者の学習に関する事業を企画立案するとともに、事業実施に必要となる情報提供等を行う。

エ 産業振興

(ア) 秩父まるごとジオパークの推進

a 取組の内容

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置してジオパーク推進計画（仮称）を策定する。また、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

b 甲の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置して事務局の運営を行うとともに、関係機関の連絡調整を行う。
- (b) 圏域内外の住民との交流の拠点づくりを進めるための事業を実施する。
- (c) ジオサイトの適正な保存に努め、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

c 乙の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会の運営に協力し、情報提供を行う。
- (b) ジオサイトの適正な保存に努める。甲と協力して、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

(イ) 圏域内企業の支援体制の充実

a 取組の内容

事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題などに関する診断、助言などの一貫した支援を行うための产学研官連携コーディネート事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 产学研官連携コーディネート事業の企画立案、委託先の選定及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事業内容の充実に努める。
- (b) 必要に応じて需要調査の実施及び产学研官連携コーディネート事業に関する情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、産学官連携コーディネート事業を企画立案するとともに、乙に所在する企業などに対して、産学官連携コーディネート事業に関する広報活動を行う。
- (b) 需要調査の実施及び情報収集に協力する。

(ウ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

b 甲の役割

関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

c 乙の役割

甲と共同で、関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

オ 環境

ちちぶ環境保全の推進

a 取組の内容

甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組、既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のとりまとめとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (b) 計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法令等の確認を行う。
- (c) 計画に基づく事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のうち、乙町内の計画のとりまとめを行う。
- (b) 甲と共同で、計画に関連した調査、情報収集及び各種関連法令等の確認を行う。
- (c) 計画に基づく事業の円滑な実施に協力する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア デジタル・デバイドの解消に向けたＩＣＴインフラの整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。

b 甲の役割

- (a) 秩父圏域情報化推進計画（仮称）を策定する。
- (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- (c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画（仮称）を策定する。
- (b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

b 甲の役割

- (a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。
- (b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 運営のための委託事業者の選定を行う。

c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報提供などを行う。

イ 圏域外の住民との交流及び移住促進

交流及び移住促進事業の合同実施

a 取組の内容

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

b 甲の役割

- (a) 交流に関する事業の企画立案をするとともに、計画の実現性を確保するための需要調査及び関係機関との調整を行う。
- (b) 交流に関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と協力して、交流に関する事業の企画立案を行うとともに、需要調査に協力し、広報普及や情報提供などを行う。
- (b) 交流に関連する事業の実施に協力する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。
- (b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。

c 乙の役割

- (a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。
- (b) 合同研修などの実施に協力する。

この協定の締結を証するため、**本変更協定書（第1回）** 2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

乙 小鹿野町

小鹿野町長 福 島 弘 文